

パブリック・コメント実施結果について

1 「大阪市教育振興基本計画」(素案)に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

(1) 意見募集の方法

意見募集期間

平成 28 年 12 月 5 日(月)から平成 29 年 1 月 4 日(水)まで

意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

(2) 意見提出件数

受付通数 53 通

意見件数 175 件

(3) 受付通数の内訳

【受付方法別】

郵送	ファクシミリ	電子メール	持参
6	10	37	0

【男女別】

男性	女性	不明
24	17	12

【年齢別】

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
0	2	2	11	9	12	2	15

【居住地等別】

大阪市内	大阪市外	不明
26	11	16

《大阪市内》

北区	0	中央区	0	天王寺区	2
此花区	0	大正区	2	淀川区	0
港区	0	西淀川区	0	生野区	2
浪速区	1	東成区	3	鶴見区	0
東淀川区	1	城東区	3	住吉区	3
旭区	0	住之江区	0	西成区	0
阿倍野区	2	平野区	2	不明	1
東住吉区	1	福島区	2		
都島区	1	西区	0		

2 パブリック・コメント及び市会質疑を踏まえた教育振興基本計画（素案）の修正について

(1) パブリック・コメント

《意見要旨1》「素案には公募校長に関することが記載されていない。」

修正内容	<p>P6 「・教育行政の仕組みの変革」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 校園長が十分に裁量を発揮できる制度の構築 「運営に関する計画」で定めた目標の達成に必要な予算の措置 教員の公募制度、教員の希望転任制度の拡充 <u>校長公募、副校長の配置など、学校の組織マネジメント体制の改革</u> <p>P12・教育を支える力の育成（第4段落 6行目～）</p> <p>・・・<u>また、校長公募については、選考の過程等に課題があったことから、その反省に立ち、人物本位の選考を行うなどの改善を図ったところであり、今後とも工夫改善に努めていきます。</u></p>
------	---

《意見要旨2》「自国の文化や伝統を理解し、日本らしさを大切に、その上で、多文化共生教育に取り組むべきだ。」

修正内容	<p>P10 「(2) 市民アンケート調査の結果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 国際社会においてはくむべき力について（第2段落 3行目～） ・・・本市では、これまでも<u>自国の文化や伝統について尊重するとともに、異なる文化について知り、理解するとともに、自国の文化や伝統についても尊重し、異なる文化を持った人々と共に生きていく資質をはぐくむ国際理解教育を推進してきましたが、</u>今後は、これをさらに発展させた多文化共生教育に取り組んでいく必要があります。 <p>P27 「・多文化共生教育の推進」(表の下段)</p> <p>「学校が取り組む内容」の3行目()を1行目に移動</p> <p>()学校行事や「総合的な学習の時間」における日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進</p>
------	--

《意見要旨3》「教育面から貧困の連鎖を断ち切ってほしい。」

修正内容	<p>P15 「(1) 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」(第1段落 2行目～)</p> <p>・・・しかし、厳しい家庭環境にある児童生徒を含む全ての子どもたちが、<u>その生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、</u>静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら、心身ともに健全に成長できる学校園生活を、幼児児童生徒に保障することが、「めざすべき目標像」を達成するための第一の基本です。</p>
------	--

《意見要旨4》「文化や考え方の違いは、「乗り越える」べきものと言うより「相互に理解し尊重」すべきものでないか。」

修正内容	<p>P25 「(4) 国際社会において生き抜く力の育成」(第3段落 2行目～)</p> <p>・・・子どもたちが自身のアイデンティティとなる自国の文化をしっかりと理解し、他国との文化や考え方の違いを<u>互いに理解・尊重し</u>乗り越えて、学校や地域でつながっていくことが、グローバル化する社会を生き抜くためにも必要です。</p>
------	---

《意見要旨 5》「教職員の給与制度改革について、大阪府からどのような権限が移譲されるのか示してほしい。」

修正内容	P37 「・教職員の給与制度改革」(1行目～)
	<p>平成 29(2017)年 4 月の<u>に教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、府費負担教職員制度に係る包括的な権限が</u>大阪府からの権限移譲<u>されること</u>に伴い、頑張っている教員がより頑張れるような制度構築に向け、新たなキャリアステージの構築や職責に応じた処遇改善、キャリアステージの構築に合わせた研修体系の再構築、能力・実績をより反映しうる人事評価制度の整備など、諸制度が一体となったトータルの改革を計画的に順次実施します。</p>

《意見要旨 6》「振興基本計画の中で、「PTA」の表記が学校適正配置に関わる箇所に唯一あったが、ここでPTAと表記した理由を示してほしい。」

修正内容	P39 「・学校配置の適正化」(表の下段)	
	<table border="1"> <tr> <td>学校が取り組む内容</td> </tr> <tr> <td>・学校適正配置にかかる <u>保護者</u> PTAへの意見聴取</td> </tr> </table>	学校が取り組む内容
学校が取り組む内容		
・学校適正配置にかかる <u>保護者</u> PTAへの意見聴取		

(2) 市会質疑

《市会質疑 1》「学校の授業以外に全く勉強をしない子どもには、放課後に補習をすることも考えられ、学校の外から様々な協力を得て、取り組んでいくことも必要だ。」

修正内容	P23 「放課後施策との連携」(5行目～)
	<p>・・・そこで、こども青少年局の「児童いきいき放課後事業」などとも連携し、安全・安心な放課後等の居場所を提供しさまざまな体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を生かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育てることで児童生徒の健全育成を図ります。<u>また、本市の児童生徒の家庭学習の時間の平均が、全国に比べて短いことが課題であることから、</u>局を超えて連携し放課後の時間を有効に活用した取組を実施することについても検討を進めます。</p>

《市会質疑 2》「教育改革が真に学校現場のもとへ浸透するよう、現場教員が教育行政に参画できる視点として、課題別ワーキンググループについて、計画に盛り込むべきだ。」

修正内容	P45 「2 総合教育会議(有識者による検証、現場教職員の参画)」(P45 6行目～)
	<p>・・・特に、児童生徒のためである施策を、保護者等の意見を尊重しつつ、きちんと児童生徒のもとへ届けるには、市長及び教育委員会の方針と学校現場の思いが乖離してはならず、現場教職員の意見を反映させることが必要となります。<u>本計画の改訂においては、校長、教職員等で構成する課題別ワーキンググループによる施策検討などを参照してきましたが、引き続き課題別ワーキンググループを活用するなど、</u>現場教職員の意見を集約する場を設定し、その声を市長と教育委員会が協議する総合教育会議に届ける、あるいは、総合教育会議の場に現場教職員が出席し、直接に声を届ける機会を設けるなど、総合教育会議等を活用しながら、現場教職員の教育行政への参画を進めていきます。</p>